
第1回 町田市地域公共交通会議 会議録

開催日時：2016年12月22日（木）15時00分～16時30分

開催場所：町田市庁舎3階 2-1 会議室

出席委員：14名

傍聴人：2名

事務局：6名

【会議次第】

1. 開会
2. あいさつ
3. 委員の紹介
4. 会長、会長職務代理の指名
5. 議事
6. その他
7. 閉会

【議事】

<承認案件>

- 第1号議事 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)
- 第2号議事 【平成29年度】生活交通改善事業計画
(バリアフリー化設備等整備事業) (案)

<協議案件>

- (1) 町田市地域コミュニティバス運行事業の制度の変更について

【資料】

- ・第1号議事資料「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）」
- ・第2号議事資料「【平成29年度】生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）」
- ・参考資料1「【平成27年度】生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」
- ・参考資料2「地域コミュニティバス運行事業の制度の変更について」
- ・町田市地域公共交通会議設置要綱
- ・委員名簿

《1. 開会》

〔会議成立報告〕

○事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまより、第1回町田市地域公共交通会議を開会させていただきます。

本日は、14名の委員の方々にご出席いただいております、『町田市地域公共交通会議設置要綱』第6の3により、過半数の出席がありますので、成立いたしますことをご報告申し上げます。

〔会議の公開〕

○事務局

次に、この会議は、『町田市審議会等の会議の公開に関する条例』第3条の規定に基づき公開の対象となる会議でございます。本日の開催にあたりましては、条例に基づく告示とホームページ等により、傍聴のご案内を行いました。

本日の傍聴者は2名でございます。

なお、会議途中で傍聴の申し出がございました場合、入室をしていただきますのでご了承を頂きますようお願いいたします。

《2. あいさつ》

(省略)

《3. 委員の紹介》

(省略)

《4. 会長、会長職務代理の指名》

○事務局

続きまして、会長の選出を行います。

会長につきましては、『設置要綱』第5の1において、「交通会議に会長を置き、委員の互選により定める」と規定しております。

どなたか立候補される方、推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(岡村委員を推薦する声あり)

○事務局

岡村委員を会長に推薦するというお声がありますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局

それでは岡村委員、会長をお願いできますでしょうか。

○岡村委員

よろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、会長職務代理者の選出に移ります。

こちらは、『設置要綱』第5の3において、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」と規定しております。

つきましては、会長職務代理者の選出は、ただいま会長をお受けいただきました、岡村会長に指名をいただけたらと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、町田市都市づくり部長の宗田委員にお願いいたしたいと思います。

○宗田委員

よろしくお願いいたします。

《5. 議事》

承認案件

第1号議事 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

〔説明資料〕

①第1号議事資料

「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）」

②参考資料1

【平成27年度】生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」

〔議事要旨〕

○会長

それでは、第1号議事「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

【第1号議事資料、参考資料1による説明】

（省略）

○会長

この件に関してご質問、ご意見等ご発言はありますか。

（なし）

○会長

ここで確認させていただきますが、この会議では『設置要綱』の第6の4で、議決について定めております。この中で、「道路運送法第9条の4の合意は、原則として全員の合意による。ただし、これによることが困難であるときは、出席委員の3分の2の合意をもって、同条の合意とする。」としています。

今後、議決をする案件が出てきた場合には、このような形で議決をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、この件についてご承認の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は承認されました。

第2号議事 【平成29年度】生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）

〔説明資料〕

①第2号議事

「【平成29年度】生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）」

〔議事要旨〕

○会長

それでは、第2号議事「【平成29年度】生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

【第2号議事資料による説明】

(省略)

○会長

この件に関してご質問、ご意見等ご発言はありますか。

●委員

「事業を実施する地域を運行するバス事業者の営業所におけるノンステップバスの台数」が42台とありますが、町田市内で運行している車両数に対して、多いのか少ないのか、資料からは読み取れないので教えてください。

○事務局

42台という台数は、町田市に専用で走る車両の台数ではなく、神奈川中央交通株式会社大和営業所に配置されているノンステップバスの台数でございます。

町田市内のノンステップバスの運行状況については、市内を運行している3社の総計487台の車両のうち463台で、導入率は95.07%でございます。但し、市内外の路線を受け持っている営業所の台数については、営業距離按分で推定の台数を算出しております。

●委員

事業に要する費用の部分で、町田市の負担割合が未記入となっておりますが、これは予算措置がまだ決定していないということなのでしょうか。

○事務局

これまではバス1台につき70万円を上限に補助をして参りましたが、全市的な補助金制度の見直しの中で、ノンステップバス導入補助金については2016年度をもって廃止することとなりました。このため、本計画の中では、市の負担割合は空欄とさせていただきます。

このような状況の中ではありますが、神奈川中央交通株式会社様より、市の費用負担がない中でもこの計画を実施していただけるとのお話を頂き、ご提案させていただいた次第でございます。

●委員

市の補助を廃止するというのですが、それで導入率100%を達成できるのでしょうか。

○事務局

2030年度までに100%というのが目標ですが、国の方でも支援がごぞいますし、達成できるものとして考えております。

○宗田委員

市の全体的なお話をさせていただきますと、様々な補助事業がある中で、市の財政状況等を考える中で、全市的な補助事業の見直しを行っております。その沢山ある事業の中の一つにこの補助金があるということでご理解いただきたいと思ひます。

●委員

町田市ではバス停のベンチ・上屋の補助も行っていたかと思ひますが、それらも廃止になるということなのでしょう。

○事務局

ベンチ・上屋の補助については継続しております。

●委員

町田市の事業費がゼロの中で、町田市の事業計画として承認をするということに違和感がありますが、その点はどう解釈したらよろしいのでしょうか。

○事務局

この生活交通改善事業計画は、市町村が計画を作成し、所定の会議で承認を得ること国費の対象となるものでございます。従いまして、この計画がないとバス事業者様が国費を受けることができなくなってしまうので、市町村として町田市が計画を作らせていただいております。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

それでは、この件についてご承認の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は承認されました。

協議案件

(1) 町田市地域コミュニティバス運行事業の制度の変更について

〔説明資料〕

①参考資料2

「地域コミュニティバス運行事業の制度の変更について」

〔議事要旨〕

○会長

それでは、協議案件に移ります。(1) 町田市地域コミュニティバス運行事業の制度の変更について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

【参考資料2による説明】

(省略)

○会長

運賃の変更については、この会議で次回以降承認を頂きたいというのが事務局の案で、今回は参考資料2にあるような案について、皆様から色々のご意見をいただきたいということでございます。

私としては、この案件は、しっかりと議論をしたうえで、この会議の中で承認を得ていくべきものと考えております。少なくとも今回は、忌憚のないご意見をいただき、今後どのように進めていくかも含めてご議論いただきたいと思いますので、皆様ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

●委員

今後のスケジュールについて確認させてください。

○事務局

事務局として想定しているスケジュール案としては、今日、この会議でいただいた意見を踏まえて年度内にもう一度この会議で提案し、できれば次回会議の中でご承認いただきたいと思いますと考えております。

もし次回会議でご承認いただければ、一定の周知期間を設け、対象の地域の方々にご案内させていただいた後、夏前くらいまでには実行に移したいと考えております。

●委員

地元の状況をお話させていただきたいと思います。2011年と2014年がちょうど同じような人数にご利用いただきましたが、運行収支を見ると補助金の補てん額が大きく増えています。

沿線を見てみましても、町田市の人口統計によると現役世代、有料で乗っていただける世代の人数が、路線の沿線から毎年100人ずつ減っています。それに加えて、シルバーパスご利用の世代の方が1300人増えていくという状況となっています。このような中で、今の制度でかわせみ号を存続していくことが困難である状況がわかってきました。

とはいえ、高齢者が多くなる中で、かわせみ号にたよって生活をしている、かかせない足だという声が増えていることも確かでございます、何とか存続していけないかということで、事務局とも何年かかけて議論してきた経緯でございます。

●委員

シルバーパスは一般路線バス向けのものであって、コミュニティバスは別の考えでやるべきだと考えています。元々コミュニティバスは一般の路線バスとしては成り立たないから赤字補てんをして運行している訳で、最初からシルバーパスは適用せず、100円なら100円の運賃でやるべきだと思っておりました。

○会長

都内の他の自治体のお話させていただくと、多くの市のコミュニティバスでは、シルバーパスは対象ではありません。町田市のコミュニティバスはかなり以前から運行していますので、シルバーパスの対象になっていて、これまで続けてきたということになります。

都内の多くのコミュニティバスは、昔は運賃一律100円というところがあったのですが、その後相次いで値上げをし、現在では一般路線並みというところが多いようです。その中でも、高齢者の方には割引額を設定した中で一定のご負担をいただくというところが、なんとなく都内での流れではないかと思います。ただ、シルバーパスが使えている路線について、それを返上するという例はあまりないのではないかと思います。

このような状況の中ですので、今回のお話は個人的にはやむを得ないと考えておりますが、例えば、運用の問題であるとか、収支想定であるとか、そういったところを出していただく中で、ご議論いただき、決めていただければと思っております。

●委員

シルバーパスについてですが、高齢者全員が持っている訳ではないんです。ですから、シルバーパスを持っていない方まで、100円にすることはないと思います。

●委員

玉川学園の方でも、いずれ同じような状況になった時にどのような影響があるのかということについては、もう少し事務局と詰めていかなければならないと思っております。別途意見等お話することがあるかと思いますが、今のところではやむを得ないかなと考えております。

○会長

今回は議決する場面ではございませんので、いろいろと論点を出していただいて、持ち帰って検討していただくというところですので、いかがでしょうか。結果として今回の論点を先例として、他の自治体も参考にすることになるかとも思いますので、ぜひ論点を出していただければと思います。

●委員

正直なところ、案にあるような特異な運用をしている自治体というのは、現状では無いに等しいかと思います。収支率を運行継続の可否判断としているところが多いように思います。

毎年度可否判断をして、有料だったり無料だったりというのは、現場としても、お客様としても、わかりづらく混乱を招くのではないかという懸念があります。また、いつの時点で判断することになるのか、年度途中で運賃が切り替わるようなことになるのか、そのあたりについても、自治体の負担も大きいと思われまして、混乱を招くことになるのではないかという心配をしております。

○事務局

私共の説明が不足しておりまして、共通の認識ができていない部分があるかと思っておりますので、補足説明をさせていただきます。

無料になるときに、100円を負担いただく時が混在するという点のご指摘についてですが、一度シルバーパスの利用をやめて100円運賃に移行した場合は、その先もずっと100円の運賃を適用する制度でございます。

●委員

これは資料のどの部分を見ればよろしいのでしょうか。

○会長

この点は非常に重要な部分ですので、議決をする際の資料には明記していただくようお願いいたします。

●委員

確認ですが、シルバーパスは東京都の優遇策だと思いますが、この制度は、都内の交通に対する優待ということだと思います。今回のお話の中で、一定基準を超えてしまったらシルバーパスを見せて100円、ということですが、それ以外については、今まで通り無料で乗れる権利があるということでしょうか。

○事務局

まず、シルバーパスの利用可否についてですが、ご提案させていただいている新しい制度では、新規検討路線と赤字が400万円を超えてしまっているかわせみ号に限り利用不可となります。それ以外の路線、玉ちゃんバスや一般の路線バスについては、今まで通りシルバーパスをお持ちの方は無料でご乗車できます。

次に、シルバーパスを提示して100円で乗車できるというお話がありましたが、シルバーパスの事業主体である東京都に確認したところ、シルバーパス制度は、「提示すれば無料で乗車できる」という制度であるため、シルバーパスを提示して一定の料金を徴収するということは、誤解を招くため問題があるという見解をいただいております。

ですから、新制度においては、シルバーパスの提示を求めずに、申出による方法ということで、一つは口頭、もう一つは市が発行する割引証を提示することによって割引をするという方法を考えております。

○会長

シルバーパスは身分証には使わない運用ということですね。

●委員

年齢を判断するのは大変だと思います。シルバーパスを提示したら100円、無い方は通常料金という形にするのがわかりやすいので良いと思います。

○会長

100円を頂くという趣旨そのもののご理解をいただくという点と、個別具体的な運用の問題点の整理とを、それぞれ別にきちんと整理していく必要があります。これについては、次回までに事業者さんも含めて詰めていただきたいと思います。また、市民への周知方法についても、次回ご提示していただくようお願いいたします。

次回議決を頂くということを考えると、100円を頂くという趣旨については、このメンバーの中では反対意見は出ておりませんが、運用の方法についてはまだ詰めが足りないのではないかとということで賛同できない、ということも十分あり得るかと思います。その辺りを事務局は丁寧に制度を作って、次回提示していただくようお願いいたします。

●委員

乗務員のことを考えると、という部分はありますが、コミュニティバスは町田市が主体で行っているものなので、町田市に従いたいと思います。

また、町田市は地理的に神奈川県と接しているのですが、路線バスの中には都県をまたぐ路線もあります。現在のシルバーパスの決まりの中では、東京都内ということなの

で、神奈川県内の区間では幾分か運賃を頂いている状況です。お客様からもご意見がある部分ですので、町田と相模原の間でのルールなどあわせて整理していただければと思います。

もう10年近くコミュニティバスを運行しておりますが、今は高齢者の事故なども増えているので、免許返納者がコミュニティバスを利用できるようにするなど、この先も継続していくために、高齢者へのメリットなどもあわせて整理していく中で、継続していければと思っております。

●委員

70歳以上の方の割引について、市が発行する割引証の提示による申出で適用するとありますが、具体的にはどのようにされるのでしょうか。

○事務局

市の交通事業推進課の窓口で申請をいただいて、その場で交付することを考えております。ただし、この制度を適用しますと、金森地区のかわせみ号が最初に対象となることから、かわせみ号の沿線地域に、発行の対象者が集中します。このため、発行当初は、一定期間かわせみ号沿線の会館や市民センターに職員が出向いて発行することを考えております。

○会長

その辺りのやり方についても、次回整理いただいてご提示いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

(なし)

追加でご意見があれば、事務局に早めにおっしゃっていただくようお願いします。

《6. その他》

○会長

それでは、次はその他です。委員の皆様から何かございますでしょうか。

(なし)

ないようでしたら、事務局からお願いします。

○事務局

事務局からは2点、委員謝礼についてと次回の日程についてでございます。

まず1点目の委員謝礼についてですが、本会議では、町田市交通マスタープラン推進委員会と同様、『町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例』に基づく他の附属機関の取り扱いを参考に、委員の方々に謝礼をお支払させていただきます。なお、行政機関の委員の方々については、無謝礼とさせていただきますのでご了承下さい。

また、委員委嘱の際に、謝礼を辞退されたいというご相談をいただきましたので、謝礼をお支払させていただく対象の方には、お手元に謝礼辞退申出書をご配布させていただいております。謝礼を辞退される場合には、謝礼辞退申出書にご記入いただき、事務局までご提出ください。書類につきましては、この場でご記入いただいても構いませんし、お持ち帰りいただき、後日郵送いただいても構いません。

お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

次に、2点目の次回日程についてですが、次回の第2回は、3月23日の午前中に

調整させていただきたいと存じます。時間、場所等のご案内及び出席のご確認については、年明け1月中旬ころにお送りさせていただく予定でございます。お忙しい中大変恐縮ではございますが、ご予約いただきますようお願いいたします。

なお、今後お気づきの点やご意見、ご質問等がございましたら、事務局の交通事業推進課までご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長

その他、全体を通して、ご発言ございますでしょうか。

(なし)

それでは、これで本日予定の案件は以上になりますので、事務局にお返しします。

《7. 閉会》

○事務局

本日はこれで終了となります。お忙しい中、誠にありがとうございました。
